

全国安全センターの 活動報告と方針案

1. 情報公開の重要性と実現方法

アスベスト問題は、引き続き最優先の重要課題であるばかりでなく、私たちの運動展開にとっても重要な教訓をつくりだし、提供してくれています。

この間、アスベスト問題の「幕引き」を阻止する最大の契機となったのは、厚生労働省に2005・06年度分の石綿曝露作業による労災認定等事業場情報を公表させたことでした。

厚生労働省は、クボタショック直後の2005年夏に、2004年度以前の労災認定等事業場情報を公表した後、公表継続を求める私たちや患者と家族の会等の要請に対して、「効果や及ぼす影響等を十分に考慮し、慎重に検討したい」と称して先延ばししてきました。その真意が、世論の動向を見極めながら、一度限りの緊急対応＝例外がですまされるならば、公表したくないというところにあるのは明らかでした。

だからこそ執拗に公表を求め続けてきたわけですが、2007年9月20日に行われた全国安全センターの厚生労働省交渉の場において、労災補償部は、「現時点で公表しなければならないという緊急性、必要性に乏しい」と判断して公表しないことを決定したと表明したのです。7月11日にアスベストセンターらとの交渉の場で同様の回答をして（そのときは別の話題が焦点となって）抵抗を受けなかったことやメディア等も取り上げなくなってきたことなどから、それで通ると思っていた節があります。

交渉団はこの問題にほとんどの時間を費やして猛反撃、最終的に再検討を約させ、この場での反

撃が決定的な意味をもつことになりました。

今年度は国会議員の同席を求めた交渉の場としていたことも奏効しました。阿部知子衆議院議員は、「国民の知る権利を奪う犯罪性」を指摘して、国会の場でも取り上げることを明言。川田龍平参議院議員も強く迫り、また、11月15日に内閣に提出した「クボタショック後のアスベスト対策に関する質問主意書」でもこの問題を取り上げてくれました。11月22日に示された福田康夫・内閣総理大臣の答弁書では、平成17年度以降分についても「公表に向けて検討を進める」ということになりました。ちなみに2008年の厚生労働省交渉も、同様のかたちで設定していきたいと考えています。

12月3日付けの毎日新聞朝刊は、一面トップを含めて全5面構成で、2005・06年度分の企業別・労働基準監督署別労災認定等事例一覧を掲載しました。これは片岡明彦氏（アスベストセンター運営委員・関西労働者安全センター）が粘り強く進めてきた情報公開法に基づく開示請求の成果を集約したもので、これで、厚生労働省はもはや公表をしないわけにはいなくなると言えるでしょう。

最終的に、翌12月4日の参議院厚生労働委員会において足立信也議員の追及に対して、杵添要一・厚生労働大臣が「来春くらいまでには公表できるよう指示する」と回答して、公表が実現することになりました。

厚生労働省は、2008年3月28日に、2005・06年度分の労災認定等事業場情報を公表し、新聞各紙は見開き2頁を使ってこの情報を掲載しました。

しかし、「既公表事業場」分については、合計認定件数を示すだけで、事業場別の情報を「隠す」

という姑息な対応がまたもやなされました。

今回はさすがにメディアもこれを放置せず、追加公表を求め、6月12日になって追加公表されました。

同じ6月12日には、2007年度分の労災認定等の請求・決定状況も公表されました。これは、昨年、一昨年は5月中に公表されていたのですが、上記追加公表も含めて、公表時期はおそらく石綿健康被害救済法見直しの動向の影響を受けたと思われます。しかし、事業場名等情報の同時公表はされず、まだまだ監視や働きかけが必要です。

並行して私たちは、死亡年別の労災認定等状況を公表するよう厚生労働省に迫っています。これは、「隙間ない補償・救済」を検証するために、したがってまた石綿健康被害救済法や労災時効制度の見直し等のためにも、不可欠な情報です。

当初はゼロ回答に等しい厚生労働省の対応でしたが、2008年3月27日の参議院環境委員会における岡崎トミ子議員の質問によって、特別遺族給付金(労災時効救済)については、「把握可能、今後検討するが、事業場名公表を優先」という労災補償部長の答弁を引き出し、6月10日の再度の岡崎質問に対しては、「事業場名公表を終えたので、現在集計中。まとも次第公表する」との回答。本稿執筆時点では、厚生労働省ホームページに未掲載ですが、6月12日の時点でメディアに対しては、2006、2007年度支給分についての死亡年別一覧が示されています。

労災認定の方についても、3月27日の段階では、把握が可能かどうか不明を避けていましたが、6月12日の答弁では、「古い事案については既に集計することが困難だが、可能な範囲で集計すべく検討中。公表時期についてはまだ話せる段階がない」としており、早期公表を迫っていきたいと考えています。

この間の教訓を整理すると、①情報公表の必要性・有用性を明らかにしながら粘り強く要求し続けること、②情報公開法等を活用して入手可能な情報は最大限入手に努めるとともに、その情報をまた一層の情報公開に役立てること、③機会をとりえて国会議員やメディアとの連携を最大限活かすこと、が重要であると言えます。

2. 全国一斉ホットライン

もうひとつ重要な教訓は、2008年3月28日及び6月12日と、二度の情報公表のタイミングに合わせて、全国安全センターの無料相談フリーダイヤルを活用して全国一斉ホットラインに取り組んだことです。メディアも取り上げてくれやすいことに加えて、労災認定等事業場などの重要な情報と相談窓口の存在が同時に知られることによって、情報の周知や新たな事例の掘り起こしに大いに役立ちました。また、この間はずっと、新たに掘り起こされた現場の事実を、さらなる情報公表や石綿健康被害救済法見直しに有効に役立てることができました。

二回とも事務局長不在のなかでの実施でしたが、地域安全センターのネットワークである全国安全センターの特徴を活かした取り組みとなりました。

3. 石綿健康被害救済法の見直し

情報開示の取り組みと並行して、石綿健康被害救済法の緊急の見直しについては、石綿対策全国連絡会議を中心に精力的に取り組みました。

参議院での野党多数、次期総選挙では与野党逆転も想定されるという政治状況のもとで、各政党に意識的に働きかけ、法施行5年後(2011年3月)を待たずに、とくに特別遺族弔意金等(法施行前死亡事例救済)及び特別遺族給付金(労災時効救済)の請求期限が切れる2009年3月前の緊急の見直しを実現して、その後の抜本的見直し及びアスベスト対策基本法の制定実現につなげるという方針は2008年はじめに確認されました。

その中心に、3月20日の「石綿健康被害救済法の見直しを求めるシンポジウム」が設定されたわけですが、石綿全国連の要請を受けた民主党がそれ以前から動き出してくれたことと、地域安全センター等の取り組みが相乗効果を生み出しました。

3月16日に尼崎労働者安全衛生センターらがクボタによる救済金等に関する最新情報を記者発表。このなかで生前申請できずに救済法で門前払いされた事例に対してもクボタが救済金を支払っ

た事例が報じられ、3月18日の衆議院環境委員会で田島一成議員がこの問題を取り上げたのに対して、鴨下一郎・環境大臣は、「法施行後未申請死亡事例が課題になっていることは承知している。速やかに検討に入りたい」と言明しました。

民主党が独自の改正法案の提出準備を進めるなかで、3月20日のシンポジウムでひょうご労働安全衛生センターから報告された「救済法施行後も相次ぐ労災事例」が翌21日の毎日新聞朝刊で大きく報じられ、3月27日の参議院環境委員会で岡崎トミ子議員がこの問題も含めて追及しました。

3月28日の厚生労働省による労災認定等事業場情報公表も、メディアから、不十分な情報や公表の遅れが救済を妨げているという視点から取り上げられ、全国安全センターのホットライン開設も比較的大きく報じられました。

このようななかで与党も、アスベスト対策プロジェクトチームを立ち上げざるを得なくなったと言ってよいでしょう。

石綿全国連は、4月17日に与党PT宛てに「要請書」を提出し、4月24日に民主党案が提出された段階で「コメント」を発表。連休前に、関西と関東の地域安全センターや患者と家族の会有志らにより、与党PTメンバー等に対する働きかけも行われました。

5月9日には与党案も提出されて、与党・民主党協議が行われることとなり、5月29日に合意が成立、両案を撤回して新たな改正案が、6月5日衆議院、6月11日参議院で全会一致で可決され、成立という運びになったわけですが、この間の協議は実質的に、在野の石綿全国連、われわれと官僚とのせめぎ合いであったと言えます。

とりわけ、「労災時効制度の根幹を揺るがす改正」を阻止しようとする厚生労働省の抵抗を粉砕することが課題でしたが、民主党は石綿全国連と緊密に連携してくれ、与党側も、在野との連携にいかかわらず消極的ながら、厚生労働省の抵抗を抑えて民主党との合意を実現したと評価できます。

今回の法改正は、もとの民主党案よりは劣るとはいふものの、法施行5年後(2011年3月)以内の見直し期限の前に請求期限を喪失してしまう事例が生じるという「隙間」をふさぐとともに、2011年3月に向

けてあらためて見直しを行うことを再確認させるという、当初の目標を達成することができました。

6か月以内に施行されることとなりますが、当面、改正法施行に伴う諸問題とともに、法改正を必要とせず実現でき、また実現すべき、指定疾病の労災並み拡大の実現と、今後の見直しの基礎資料となるべき死亡年別労災認定等情報を公表させることに全力を注ぎます。そして、労災時効制度を含めた本格的見直しとアスベスト対策基本法制定に向けた戦略を練っていかねばなりません。

石綿健康被害救済法の緊急の見直しは、予想以上に短期間に当初の目標を達成することができたのには、参議院での与野党逆転状況に加えて民主党関係議員の迅速かつ精力的な対応の役割が大きかったわけですが、各地域における患者・家族や地域安全センター等による現場の実態の提起と行動、労働組合や市民団体等草の根の最も幅広いネットワークである石綿全国連の機動的な対応、メディアのバックアップなどの総合的組み合わせがうまく機能した結果だと考えています。そのような良好な条件を維持・発展させていくことも重要な課題です。

4. 職業病と公害の垣根を超えて

アスベスト問題は、職業病と公害の垣根を超えた取り組みの試金石でもあります。

この間、尼崎、王寺・斑鳩、河内長野、泉南、岐阜羽島、横浜鶴見などにおける住民被害者・家族の取り組みを患者と家族の会や地域安全センター等が支援・連携し、その基盤のうえに石綿全国連主催のシンポジウム等にも結集するという積み重ねがなされています。

アスベスト公害の原点とも言える尼崎で2007年6月30日-7月1日に開催された「クボタショックから2年 写真と報告で綴るアスベスト被害尼崎集会」もそのような意味もつ集まりとなり、全国安全センターも主催に名を連ねました。この記録は、『アスベストショック』という本にまとめられています。さらに、2008年6月28日には、「クボタショックから3年 アスベスト被害の救済と根絶をめざす尼崎集会」が開

催されることになっています。

各地域における疫学調査等の結果が公表された環境省の「石綿の健康影響に関する検討会」の場には(2007年5月28日、8月27日、2008年6月4日)、多くの関係者が傍聴して、記者会見も行われてきました。

いたずらに調査や住民健康診断等だけ実施しているのではなく、住民被害=アスベスト公害と曝露源企業との因果関係を確認させ(そのための科学的証拠は既に十分あると考えています)、アスベストに曝露した可能性の高い住民らに対する健康管理体制を確立させることが急務です。

泉南訴訟に続いて、首都圏建設アスベスト訴訟も、国の責任を追及し国家賠償を求めて提起されました。補償・救済のあり方の見直しにも絡んで、職業病と公害とを問わず、被害の予防に失敗し、被害を拡大させた国の責任を認めさせていくことが重要です。

5. 国際ネットワークの進展

石綿全国連は、結成20周年を迎え、2007年11月23-24日にパシフィコ横浜で、「すべてのアスベスト被害者・家族に構成・平等な補償を求める国際会議」を開催、11か国から380名が参加して熱心な討論を繰り広げ、「横浜宣言」を採択しました。これは、職業病にとどまらず公害としても現われているアスベスト被害の実像とその解決策に迫った、国際的にも先進的な取り組みとなりました。結成20周年パーティと「写真展●明日をくださいーアスベスト公害患者・家族の記録」も同時開催されたほか、『アスベスト問題の過去と現在ー石綿対策全国連絡会議の20年』、『アスベスト問題は終わっていないー労働者・市民シンポジウムの記録』、『未来を奪うーアジアのアスベスト使用』の3冊の記念ブックレットも発行されています。この会議にイタリアから参加したベネディット・テラッチーニ氏のご協力により、立命館大学のアスベスト問題研究会の欧州調査の一環として、2008年3月に、尼崎の前例と言えるカサレー・モンフェラート(エターニト社のアスベスト・セメント製品工場が労働者とその家族、周辺住民

に大量の被害を引き起こしています)を訪問し、関西の安全センター関係者らも同行しました。

石綿全国連はまた、2007年5月18-19日に韓国・ソウルにおいて「アスベスト問題解決のための日韓共同シンポジウム」を開催し、各地の安全センターや患者・家族の代表も多数参加しました。直後に、韓国におけるアスベスト紡織業のメッカであった(そして規制強化を受けて日本のアスベスト紡織業が移転した先でもある)釜山においてもアスベスト公害が発生している可能性があることが明らかになるなかで、アスベスト問題での日韓交流は急速に進展しています。11月には釜山で開催された大韓産業医学会「韓国におけるアスベスト問題シンポジウム」に日本から4名が参加。横浜の国際会議にも韓国から多数が参加。12月に韓国・石綿被害者家族の会が設立されると、招かれて日本の患者と家族の会の古川和子・副会長らが翌2008年1月にソウルと釜山を再訪問。2月には韓国から15名の代表団が来日して、日本のアスベスト公害のホットスポットー奈良、泉南、尼崎、羽島、横浜を現地訪問して関係者らと交流、最後に東京のニチアス本社前での抗議行動や記者会見を行いました。4月には日本の研究者らが釜山を訪問して、両国における調査や共同調査等について検討しています。

2008年6月29日~7月2日にソウルで第18回世界労働安全衛生会議が開催されます。同会議のなかでもILO(国際労働機関)、ISSA(国際社会保障協会)、BWI(国際建設木産労連)がアスベスト問題を取り上げたシンポジウムを企画して世界の関係者が集まることから、7月3-5日に、韓国・石綿追放全国ネットワーク(Ban Asbestos Network Korea)の正式発足を兼ねた国際アスベスト・シンポジウムを、ソウルと釜山で開催することが計画され、日本からも安全センターや石綿全国連関係者が多数参加します。

『未来を奪うーアジアのアスベスト使用』の中国語版・ベンガル語版の出版も予定され、2009年4月には香港での第2回アジア・アスベスト会議の開催も決定されるなど、アジア・アスベスト禁止ネットワーク形成の展望も見えてきたと言えます。

なお、アスベスト関連では、2008年6月にブラジル・

サンパウロで開催された国際中皮腫会議にも日本から参加。その他にも、同年3月には、じん肺問題での韓国からの調査団を安全センター等で受け入れ、また、労災職業病被災者の権利のためのアジア・ネットワークにも継続的に参加しています。

6. 安全衛生対策の基本原則の徹底

労働時間規制の新たな適用除外―“日本版ホワイトカラー・エグゼンプション”導入を阻止できていることも、この間の被災者・家族を先頭にした取り組みの成果として確認できます。

しかし、安全センターとしては、2007年6月13日に東京で開催された「本気(マジ)かよ?『労働ビッグバン』!徹底検証シンポジウム」(中野麻美、棗一郎両弁護士と古谷杉郎・全国安全センター事務局長呼びかけによる実行委員会主催)以降、有効に動ききれてこなかった反省もしています。

“ワーキングプア”、“格差社会”、“雇用破壊”等々に対して“NO!”と言う世論が、メディア等にも一定浸透しつつある一方で、“労働ビッグバン”などと称した雇用労働法性の一層の規制緩和を促進する流れも決して押しとどめられてはいないなかで、“日本版ホワイトカラー・エグゼンプション”を阻止できた力を、過労死や過労自殺を許さないより安全で健康的な働き方を実現していくキャンペーンに広げていくことができたとしても考えるところです。

そのような視点も踏まえて、2006年の「リスクアセスメント指針」で示された、以下のような、労働安全衛生対策を講じる「レベルと優先順位に関する基本原則」が、労働安全衛生教育・トレーニングや現場での対策に浸透させていく努力を継続していきます。

すなわち、以下の順番で「合理的に実行可能な限り高い優先順位」の対策をとるという原則です。

- ① 発生源対策(設計・計画段階での措置)
- ② 工学的対策
- ③ 管理対策
- ④ 個人保護具の使用

④は、①～③のレベルで合理的に実行可能な措置を尽くしても、なお除去されないリスクに対して

講じられるもので、④をもって①～③の代替を図ってはならないとも明記されています。①の措置により除去しきれなかったリスクに対し②の措置をとるという優先順位を明確にすることは、優先順位付けなしに作業管理・作業環境管理・健康管理を並列する「3管理」等旧来のわが国におけるアプローチの弱点を克服して、使用者の包括的な安全衛生確保責任の内実を明確にさせることであると評価することができます。どのレベルでのどのような対策が、「合理的に実行可能な最善の対策」かどうかは、継続的に見直されなければなりませんし、「合理的」云々を必要な措置を怠ったり低下させる口実としてはならないことは言うまでもありません。

これは、国際的な常識であり、私たちが提唱する「継続的な改善」の取り組みの基礎ともなる考え方です。リスクアセスメントは手段であって目的ではありません。どんなに複雑精緻なアセスメントやシステムであっても、行動=改善に結び付かなければしょうがありません。この基本原則があつてこそ、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムと言うべきでしょう。指針ではなく法令で基本原則を確立すべきであることはもちろんですが、指針策定を手がかりにして、このような考え方の普及と実践、活用を図っていくことが重要です。

7. 組織・財政体制の強化等

組織的には、上述のような全国各地が連携して迅速に取り組む必要が高まるなかで、毎月一回程度開催している会議に、インターネット経由で各地から参加できるスカイプを導入して、現在、東京事務所と大阪、愛媛、愛知、兵庫等を結んで開催するようになっています。

また、もっと各地の経験を交流したい、労働安全衛生集会のような要素を持たせたいという議論から、第19回総会は、2泊3日で、中一日に多彩な分科会を配置するかたちで開催することとなりました。

地域安全センターの結成や強化の一層の支援や新たな人材づくり、専従体制強化の見直しも含めて、財政体制の強化についても議論を継続しているところです。



2007年度収支決算案

2007年4月1日から2008年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
地域C会費	1,805,000	1,590,000	215,000	2,100,000	▲ 295,000
賛助会費	3,406,000	3,080,000	326,000	5,500,000	▲ 2,094,000
購読会費	742,200	292,200	450,000	700,000	42,200
寄付金収入	325,000	5,800,000	▲ 5,475,000	800,000	▲ 475,000
資料頒布費	41,600	249,680	▲ 208,080	200,000	▲ 158,400
雑収入	549,195	793,872	▲ 244,677	800,000	▲ 250,805
前期繰越金	3,902,196	1,015,179	2,887,017	3,902,196	0
合計	10,771,191	12,820,931	▲ 2,049,740	14,002,196	▲ 3,231,005

2) 支出の部

勘定科目	決算額	前年度決算額	増減	予算額	増減
人件費	3,844,029	3,946,409	▲ 102,380	4,100,000	▲ 255,971
活動費	1,174,735	1,247,020	▲ 72,285	1,200,000	▲ 25,265
印刷費	2,305,540	1,690,837	614,703	2,400,000	▲ 94,460
通信運搬費	794,265	695,762	98,503	900,000	▲ 105,735
什器備品費	414,610	95,020	319,590	300,000	114,610
図書資料費	136,290	142,267	▲ 5,977	200,000	▲ 63,710
消耗品費	257,147	151,801	105,346	200,000	57,147
会議費	543,225	639,560	▲ 96,335	500,000	43,225
頒布資料費	0	259,319	▲ 259,319	100,000	▲ 100,000
雑費	24,088	50,740	▲ 26,652	200,000	▲ 175,912
予備費	0	0	0	3,902,196	▲ 3,902,196
小計	9,493,929	8,918,735	575,194	14,002,196	▲ 4,508,267
次期繰越金	1,277,262	3,902,196	▲ 2,624,934		
合計	10,771,191	12,820,931	▲ 2,049,740		

貸借対照表(2008年3月31日)

1) 資産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
現金	759,442		129,672	
預金				
普通預金(東京労働金庫)	452,166		3,586,576	
普通預金(富士銀行)	65,096		45,850	
郵便振替	558		140,098	
資産合計		1,277,262		3,902,196

2) 負債及び正味財産の部

勘定科目	金額		前年度末現在金額	
借入金	0		0	
未払金	0		0	
負債合計		0		0
次期繰越金	1,277,262		3,902,196	
正味財産合計		1,277,262		3,902,196
負債及び正味財産合計		1,277,262		3,902,196

2008年度収支予算案

2008年4月1日から2009年3月31日まで

1) 収入の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
地域C会費	2,000,000	1,805,000	195,000	2,100,000	▲ 100,000
賛助会費	5,000,000	3,406,000	1,594,000	5,500,000	▲ 500,000
購読会費	800,000	742,200	57,800	700,000	100,000
寄付金収入	800,000	325,000	475,000	800,000	0
資料頒布費	200,000	41,600	158,400	200,000	0
雑収入	800,000	549,195	250,805	800,000	0
前期繰越金	3,902,196	3,902,196	0	3,902,196	0
合計	13,502,196	10,771,191	2,731,005	14,002,196	▲ 500,000

2) 支出の部

勘定科目	予算額	前年度決算額	増減	前年度予算額	増減
人件費	4,100,000	3,844,029	255,971	4,100,000	0
活動費	1,200,000	1,174,735	25,265	1,200,000	0
印刷費	2,400,000	2,305,540	94,460	2,400,000	0
通信運搬費	900,000	794,265	105,735	900,000	0
什器備品費	500,000	414,610	85,390	300,000	200,000
図書資料費	200,000	136,290	63,710	200,000	0
消耗品費	300,000	257,147	42,853	200,000	100,000
会議費	600,000	543,225	56,775	500,000	100,000
頒布資料費	100,000	0	100,000	100,000	0
雑費	200,000	24,088	175,912	200,000	0
予備費	3,002,196	0	3,002,196	3,902,196	▲ 900,000
合計	13,502,196	9,493,929	4,008,267	14,002,196	▲ 500,000

2008年度役員体制案

議長	天明佳臣	(社団法人神奈川労災職業病センター所長、医師)
副議長	浜田嘉彦	(財団法人高知県労働安全衛生センター専務理事)
	平野敏夫	(NPO法人東京労働安全衛生センター代表、医師)
運営委員	西島正	(三多摩労働安全衛生センター議長、弁護士)
	西田隆重	(社団法人神奈川労災職業病センター専務理事)
	白石昭夫	(NPO法人愛媛労働安全衛生センター事務局長)
	原知之	(自治体労働安全衛生研究会事務局次長)
	飯田浩	(尼崎労働者安全衛生センター事務局長)
事務局長	古谷杉郎	(専従)
事務局次長	西野方庸	(関西労働者安全センター事務局長)
	飯田勝泰	(NPO法人東京労働安全衛生センター事務局長)
会計監査	榊原悟志	(情報公開推進局)
	片岡明彦	(関西労働者安全センター事務局次長)
特別顧問	五島正規	(前衆議院議員)
顧問	原田正純	(熊本学園大学助教授、熊本県労働安全衛生センター副理事長)
	井上浩	(元労働基準監督官、自治体労働安全衛生研究会副会長)

賛助会員 定期購読のお願い

全国安全センターの活動に御賛同いただき、ぜひ賛助会員として入会して下さい。
賛助会費は、個人・団体を問わず、年会費で、101万円以上です。「安全センター情報」の購読のみという方は購読会員制度を用意しました。こちらも年会費で、1部の場合は賛助会費と同じ年101万円です(総会での決議権はありません)。賛助会員の方は、毎月「安全センター情報」をお届けするほか(購読料は賛助会費に含まれます)、各種出版物・資料等の無料または割引提供や労働安全衛生学校などの諸活動にも参加できます。

- 中央労働金庫亀戸支店〔普〕7535803〕
- 郵便振替口座00150-9-545940〕
名義はいずれも「全国安全センター」

全国労働安全衛生センター連絡会議
〒136-0071 東京都江東区亀戸7-10-1 Zビル5階
TEL (03)3636-3882 FAX (03)3636-3881